

## 「2023年版 賃貸不動産経営管理士 合格のトリセツ 過去問題集」

### をご利用の皆様へ 訂正情報のご案内

この度は、『2023年版 賃貸不動産経営管理士 合格のトリセツ 過去問題集』をご利用いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、当該書籍の記載に誤りがございました。お手数をおかけいたしますが、下表のとおり、訂正の上、ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 【2023年版 賃貸不動産経営管理士 合格のトリセツ 過去問題集】

	訂正前	訂正後
p14 問題 7 肢 3	…当該滅失について借主に帰責事由がない限り、 <u>借主はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、賃料の減額を請求することができる。</u>	…当該滅失について借主に帰責事由がない限り、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、 <u>賃料は、減額される。</u>
p186 問題 13 肢 2	…登録を受けようとする者は、 <u>登記の申請書</u> とともに…	…登録を受けようとする者は、 <u>登録の申請書</u> とともに…
p235 問題 37 肢エ	<u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、秘密を守る義務の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しての罰金刑（30万円以下）が科される（賃貸住宅管理法 45条、44条7号、21条2項）。したがって、会社の従業者が秘密を漏らした場合、会社のみならず秘密を漏らした従業者も罰金に処せられる。</u>	<u>賃貸住宅管理業者の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、賃貸住宅管理業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない（賃貸住宅管理法 21条2項前段）。この規定に違反して、秘密を漏らしたときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する（同法 44条 7号）。したがって、会社のみが罰金に処されるわけではない。</u>

また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、LEC賃貸不動産経営管理士ホームページ（アドレス <https://www.lec-jp.com/chintai/info/teisei/book.html>）にて訂正情報を掲載いたします。ご確認のほどよろしく願いいたします。

令和5年10月

LEC東京リーガルマインド  
賃貸不動産経営管理士事業本部